

[089_03] 法政研究表紙奥付

<https://hdl.handle.net/2324/6757900>

出版情報：法政研究. 89 (3), 2022-12-21. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University
バージョン：
権利関係：

學道愛人
孫文



九州大学主幹教授 河野俊行 先生

河野俊行先生は、1958年に大阪にお生まれになった。1981年に京都大学法学部を卒業され、同年司法試験に合格された。京都大学において、1983年に法学修士の学位を取得され、1986年に博士後期課程を単位取得退学された。九州大学法学部助教授を務められた時期（1986-1996年）においては、ドイツ学術交流会奨学生としてのルードヴィヒ・マクシミリアン大学ミュンヘン（以下「ミュンヘン大学」）における在外研究の後、ルーヴァン・カトリック大学客員教授（1990-1991年）やミュンヘン大学客員教授（1993-1994年）として活動された。1997年に九州大学大学院法学研究院教授に昇進された。2009年に九州大学主幹教授の称号を付与され現在に至っている。国際私法・国際文化遺産法を専門とされている。

1997-1998年には、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団奨学生として、ベルリン自由大学及びマックスプランク外国私法・国際私法研究所において在外研究をされた。また、2001-2002年にミュンヘン大学法学部客員教授、2002-2003年にニューヨーク大学ロースクール客員研究員、2003年にチュラロンコン大学法学部客員教授として活動された。

2002-2007年には、アメリカ法律協会において知的財産権と国際裁判管轄プロジェクトアドバイザーを務められた。また、2002年から現在まで国際消費者法・商法アカデミーメンバーとして活動され、2010年以来同アカデミーの理事を務められている。比較法国際アカデミーにおいては、2010-2018年に副会長を務められ、2018年7月には第20回比較法国際アカデミー国際大会組織委員長として同大会の企画運営を担われた。

九州大学法学府国際コースにおいては、1994年の設置から現在まで企画運営や教育活動に貢献されている。特に、2004年度から2019年度には、同国際コースのディレクターを務められた。

国際私法分野の業績は、知的財産や法と経済学をめぐる研究を中心に多岐にわたる。2012-2016年には、国際知的財産法・国際私法センター長を務められた。また、2012年より国際私法学会常務理事を務められている。2013年には、ハーグ国際法アカデミー特別講義“Efficiency in Private International Law”を実施された。

2002年以来文化遺産分野での貢献も顕著で、無形遺産条約・文化多様性条約の草案起草専門家委員会メンバーを務められたことをはじめとして、専門家・政府代表としての活動実績は多岐にわたる。2011-2017年には、ブータン王国の文化遺産法制度整備・人材育成のために活動された。2015-2018年には、国際イコモス法律・行政・財政問題に関する国際科学委員会の委員長を務められ、現在も同委員会の名誉委員長として活動されている。また、2014-2017年に国際イコモスの副会長として活動された後、2017-2020年においては国際イコモス会長を務められた。2020年に国際イコモス名誉会長に就任され現在に至っている。

先生は2019年にライマール・リュスト賞（アレクサンダー・フォン・フンボルト財団）を受賞された。2020-2022年には、九州大学理事副学長を務められた。河野先生が御退職を迎えられるにあたり、多方面における御活躍に心より御慶びと感謝を申し上げますとともに、一層の御健勝と御活躍を祈念し、本号を献じる次第である。